

○豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例

平成27年9月29日
条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄に掲げる機関が行う同表の第3欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの(利用特定個人情報のうち生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報という。以下同じ。))を利用することができる場合にあっては、外国人生活保護関係情報(生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報という。以下同じ。))を含む。)を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、市規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年6月22日条例第42号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成29年9月28日条例第41号抄)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月22日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第1号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

[令和6年2月規則第16号により、令和6年3月1日から施行]

附 則(令和6年3月21日条例第3号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公

布の日から施行する。

別表第1

	機関	事務
1	市長	<u>豊中市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年豊中市条例第23号)</u> による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
2	市長	<u>豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年豊中市条例第21号)</u> による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	市長	<u>豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊中市条例第51号)</u> による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
4	市長	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例(平成29年豊中市条例第41号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年豊中市条例第38号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの
6	市長	<u>市営住宅条例(昭和36年豊中市条例第20号)</u> による住宅の管理に関する事務であって市規則で定めるもの

別表第2

	機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報
1	市長	<u>豊中市子ども医療費の助成に関する条例</u> による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって市規則で定めるもの
2	市長	<u>豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例</u> による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、戸籍関係情報又は <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)</u> による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって市規則で定めるもの
3	市長	<u>豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例</u> による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、医療保険給付関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
4	市長	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、医療保険給付関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又	地方税関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援

		は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	給付関係情報、 <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)</u> による <u>養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報</u> 、 <u>生活保護関係情報</u> 、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 、 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)</u> による <u>給付金の支給若しくは資金の貸付けに関する情報</u> 、 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> による <u>小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給に関する情報</u> 、 <u>特別児童扶養手当関係情報</u> 、 <u>中国残留邦人等支援給付実施関係情報</u> 、 <u>医療保険給付関係情報</u> 又は <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)</u> による <u>障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u> であって市規則で定めるもの
6	市長	<u>市営住宅条例</u> による住宅の管理に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>生活保護関係情報</u> 、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 又は <u>障害者関係情報</u> であって市規則で定めるもの

備考

- この表において「地方税関係情報」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。
- この表において「医療保険給付関係情報」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。
- この表において「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下この項において「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報をいう。
- この表において「障害者関係情報」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。
- この表において「児童手当関係情報」とは、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。

- 6 この表において「介護保険給付等関係情報」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。
- 7 この表において「障害者自立支援給付関係情報」とは，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報をいう。
- 8 この表において「児童扶養手当関係情報」とは，児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。
- 9 この表において「特別児童扶養手当関係情報」とは，特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。